

会員各位

荒井商事株式会社
アライオークショングループ

重 要

オークション規約 改定のご案内

拝啓 深秋の候、貴社ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素よりアライオークションに格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、この度アライオークションは、名義変更に関わる法令（※道路運送車両法 URL（参照：第 13 条第 1 項）<https://laws.e-gov.go.jp/law/326AC0000000185>）との整合性を図ることを目的として、オークション規約を改定いたします。今後とも、オークションがよりスムーズに開催できますよう、当社と致しましても精一杯努力して参りますので、ご利用会員の皆様方におきましても、何卒ご協力の程、宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

導 入 日

2024 年 12 月 1 日（日）

内 容

【規約改定】

1. オークション規約（乗用/商用バン）

- 記載様式変更
- クレーム処理細目の整理及び変更

2. オークション規約（トラック/バス）

- 記載内容の変更（改定箇所前後比較）

変更前（削除・変更箇所は青字表記）	変更後（追加・変更箇所は赤字表記）
第3章 会員の権利義務 第4条（義務） 2. 会員は、本規約に定める各項を遵守することを誓約の上、入会しなければならない。本規約を熟知し遵守しなければならない。	第3章 会員の権利義務 第4条（義務） 2. 会員は、本規約に定める各項および法令を遵守することを誓約の上、入会しなければならない。本規約および法令を熟知し遵守しなければならない。
第7章 書類 第1条（譲渡書類） 2. 成約車両の譲渡書類は、オークション開催日より8日以内に当該開催事務局に提出しなければならない。IC タグより自動車検査証記録事項が確認できるものに限る。 また、出品申込時に出品票内に譲渡書類の提出遅れが明記されていた場合においても、オークション開催日より15日以内に当該開催事務局に提出しなければならない。この場合、出品店は出品した車両が成約（商談及び逆商談・A在庫サービスでの成約を含む）した場合は、成約車両ごとに5千円を加算した成約手数料をアライAに支払わなければならない。	第7章 書類 第1条（譲渡書類） 2. 出品店は、成約車両の譲渡書類を、オークション開催日より8日以内に当社が指定した事務局に提出しなければならない。IC タグより自動車検査証記録事項が確認できるものに限る。

変更前(削除・変更箇所は青字表記)	変更後(追加・変更箇所は赤字表記)
第7章 書類 第1条(譲渡書類) 4. 譲渡書類の有効期限が、オークション開催日より翌月末に満たないもので、有効期限が、オークション開催日より21日以上のもは、出品票に有効期限(名義変期限)を記載し、オークション開催日より8日以内に提出する。なお、提出期限を過ぎたものは、早期名変ペナルティまたは譲渡書類差替の対象となる。 出品申込時に譲渡書類の提出遅れが明記されていた場合、出品票に有効期限(名義変期限)を記載していても、無効の取扱いとする。	第7章 書類 第1条(譲渡書類) 4. 譲渡書類の有効期限が、オークション開催日より翌月末に満たないもので、有効期限が、オークション開催日より21日以上のもは、出品票に有効期限(名義変期限)を記載し、オークション開催日より8日以内に提出する。なお、提出期限を過ぎたものは、早期名変ペナルティまたは譲渡書類差替の対象となる。
第7章 書類 第2条(譲渡書類の罰則) 1. 出品店が、必要な譲渡書類を、オークション開催日を含む8日以内に提出出来なかった場合は、書類遅延ペナルティ(本章第7条書類細目事項3.書類遅延及び紛失等によるペナルティ)を科す。 また、出品申込時に譲渡書類の提出遅れが明記されているもので、オークション開催日を含む15日以内に提出出来なかった場合は、書類遅延ペナルティ(本章第7条書類細目事項3.書類遅延及び紛失等によるペナルティ)を科す。ただし、落札店が、車両代金の決済を遅延した場合には、落札店が書類遅延ペナルティを受取る権利を失う。	第7章 書類 第2条(譲渡書類の罰則) 1. 出品店が、必要な譲渡書類を、オークション開催日を含む8日以内に提出出来なかった場合は、書類遅延ペナルティ(本章第7条書類細目事項3.書類遅延及び紛失等によるペナルティ)を科す。ただし、落札店が、車両代金の決済を遅延した場合には、落札店が書類遅延ペナルティを受取る権利を失う。
第7章 書類 第3条(名義変更と抹消依頼) 1. 落札店は、オークション開催日の翌月末まで、または譲渡書類の有効期限以内(出品票記載、早期名義変更を含む)に移転登録等の手続きをしなければならない。	第7章 書類 第3条(名義変更と抹消依頼) 1. 落札店は、法令等の定めるところに従い、かつ譲渡書類の有効期限以内(出品票記載、早期名義変更を含む)に移転登録等の手続きをしなければならない。
第7章 書類 第4条(名義変更の罰則・その他の罰則) 1. オークション開催月の翌月末、譲渡書類の有効期限(名義変更期限)を経過しても名義変更未了の場合には、名義変更遅延ペナルティ1万円を科すものとし、以降週ごとに1万円を加算する。	第7章 書類 第4条(名義変更の罰則・その他の罰則) 1. オークション開催月の翌々月5日(アライ A 休館日の場合は翌日)、譲渡書類の有効期限(名義変更期限)を経過しても名義変更完了通知を添付して通知していない場合には、名義変更通知遅延ペナルティ1万円を科すものとし、以降週ごとに1万円を加算する。
第7章 書類 第4条(名義変更の罰則・その他の罰則) 8. クレーン車両の上物について、名義変更(検査証書替)が必要なもので、オークション開催月の翌月末を経過しても、名義変更(検査証書替)が未完の場合には、名義変更遅延ペナルティ1万円を科すものとし、以降週ごとに、1万円を加算するものとする。ただし、上限金額を10万円までとする。	第7章 書類 第4条(名義変更の罰則・その他の罰則) 8. クレーン車両の上物について、名義変更(検査証書替)が必要なもので、オークション開催月の翌々月5日(アライ A 休館日の場合は翌日)を経過しても、名義変更(検査証書替)通知が未完の場合には、名義変更通知遅延ペナルティ1万円を科すものとし、以降週ごとに、1万円を加算するものとする。ただし、上限金額を10万円までとする。
第7章 書類 第7条(クレーム細目) 1. 書類提出期限 ○ オークション開催日から8日以内。 ○ 出品票に譲渡書類の提出遅れの記載があるものは、オークション開催日から15日以内。	第7章 書類 第7条(クレーム細目) 1. 書類提出期限 ○ オークション開催日から8日以内。

変更前(削除・変更箇所は青字表記)	変更後(追加・変更箇所は赤字表記)																																																																						
第7章 書類 第7条(クレーム細目) 3. 書類遅延及び紛失等によるペナルティ ○ オークション開催日より9日以降の場合、下記のとおり遅延ペナルティの対象となる。 <table><tr><td>9 日以上 16 日未満の遅延の場合</td><td>10,000 円</td></tr><tr><td>16 日以上 23 日未満の遅延の場合</td><td>20,000 円</td></tr><tr><td>23 日以上 30 日未満の遅延の場合</td><td>30,000 円</td></tr><tr><td>30 日以上 37 日未満の遅延の場合</td><td>50,000 円</td></tr><tr><td colspan="2">37 日以上遅延の場合、週ごとに 10,000 円の加算</td></tr></table> ○ 出品票に譲渡書類の提出遅れの記載があるものは、オークション開催日より16 日以降の場合、下記のとおり遅延ペナルティの対象となる。 <table><tr><td>16 日以上 23 日未満の遅延の場合</td><td>10,000 円</td></tr><tr><td>23 日以上 30 日未満の遅延の場合</td><td>20,000 円</td></tr><tr><td>30 日以上 37 日未満の遅延の場合</td><td>30,000 円</td></tr><tr><td colspan="2">37 日以上遅延の場合、週ごとに 10,000 円の加算</td></tr></table> ○ 出品店が、譲渡書類の引渡しができない場合またはオークション開催日より 23 日以上未提出の場合、落札店はキャンセル可能とする。オークション開催日を起算日としキャンセルペナルティ及び加修費の支払を要す。キャンセルペナルティは下記のとおりとする。 <table><tr><td>落札価格</td><td>500 万円未満</td><td>500 万円以上</td></tr><tr><td>申告が開催日当日より8日以内の場合</td><td>200,000 円</td><td>300,000 円</td></tr><tr><td>9 日以上 16 日未満の場合</td><td>210,000 円</td><td>310,000 円</td></tr><tr><td>16 日以上 23 日未満の場合</td><td>220,000 円</td><td>320,000 円</td></tr><tr><td>23 日以上 30 日未満の場合</td><td>230,000 円</td><td>330,000 円</td></tr><tr><td>30 日以上 37 日未満の場合</td><td>250,000 円</td><td>350,000 円</td></tr><tr><td colspan="3">37 日以上の場合、週ごとに 10,000 円の加算</td></tr></table>	9 日以上 16 日未満の遅延の場合	10,000 円	16 日以上 23 日未満の遅延の場合	20,000 円	23 日以上 30 日未満の遅延の場合	30,000 円	30 日以上 37 日未満の遅延の場合	50,000 円	37 日以上遅延の場合、週ごとに 10,000 円の加算		16 日以上 23 日未満の遅延の場合	10,000 円	23 日以上 30 日未満の遅延の場合	20,000 円	30 日以上 37 日未満の遅延の場合	30,000 円	37 日以上遅延の場合、週ごとに 10,000 円の加算		落札価格	500 万円未満	500 万円以上	申告が開催日当日より8日以内の場合	200,000 円	300,000 円	9 日以上 16 日未満の場合	210,000 円	310,000 円	16 日以上 23 日未満の場合	220,000 円	320,000 円	23 日以上 30 日未満の場合	230,000 円	330,000 円	30 日以上 37 日未満の場合	250,000 円	350,000 円	37 日以上の場合、週ごとに 10,000 円の加算			第7章 書類 第7条(クレーム細目) 3. 書類遅延及び紛失等によるペナルティ ○ オークション開催日より9日以降の場合、下記のとおり遅延ペナルティの対象となる。 <table><tr><td>9 日以上 16 日未満の遅延の場合</td><td>10,000 円</td></tr><tr><td>16 日以上 23 日未満の遅延の場合</td><td>20,000 円</td></tr><tr><td>23 日以上 30 日未満の遅延の場合</td><td>30,000 円</td></tr><tr><td>30 日以上 37 日未満の遅延の場合</td><td>50,000 円</td></tr><tr><td colspan="2">37 日以上遅延の場合、週ごとに 10,000 円の加算</td></tr></table> ○ 出品店が、譲渡書類の引渡しができない場合またはオークション開催日より 23 日以上未提出の場合、落札店はキャンセル可能とする。オークション開催日を起算日としキャンセルペナルティ及び加修費の支払を要す。キャンセルペナルティは下記のとおりとする。 <table><tr><td>落札価格</td><td>500 万円未満</td><td>500 万円以上</td></tr><tr><td>申告が開催日当日より8日以内の場合</td><td>200,000 円</td><td>300,000 円</td></tr><tr><td>9 日以上 16 日未満の場合</td><td>210,000 円</td><td>310,000 円</td></tr><tr><td>16 日以上 23 日未満の場合</td><td>220,000 円</td><td>320,000 円</td></tr><tr><td>23 日以上 30 日未満の場合</td><td>230,000 円</td><td>330,000 円</td></tr><tr><td>30 日以上 37 日未満の場合</td><td>250,000 円</td><td>350,000 円</td></tr><tr><td colspan="3">37 日以上の場合、週ごとに 10,000 円の加算</td></tr></table>	9 日以上 16 日未満の遅延の場合	10,000 円	16 日以上 23 日未満の遅延の場合	20,000 円	23 日以上 30 日未満の遅延の場合	30,000 円	30 日以上 37 日未満の遅延の場合	50,000 円	37 日以上遅延の場合、週ごとに 10,000 円の加算		落札価格	500 万円未満	500 万円以上	申告が開催日当日より8日以内の場合	200,000 円	300,000 円	9 日以上 16 日未満の場合	210,000 円	310,000 円	16 日以上 23 日未満の場合	220,000 円	320,000 円	23 日以上 30 日未満の場合	230,000 円	330,000 円	30 日以上 37 日未満の場合	250,000 円	350,000 円	37 日以上の場合、週ごとに 10,000 円の加算		
9 日以上 16 日未満の遅延の場合	10,000 円																																																																						
16 日以上 23 日未満の遅延の場合	20,000 円																																																																						
23 日以上 30 日未満の遅延の場合	30,000 円																																																																						
30 日以上 37 日未満の遅延の場合	50,000 円																																																																						
37 日以上遅延の場合、週ごとに 10,000 円の加算																																																																							
16 日以上 23 日未満の遅延の場合	10,000 円																																																																						
23 日以上 30 日未満の遅延の場合	20,000 円																																																																						
30 日以上 37 日未満の遅延の場合	30,000 円																																																																						
37 日以上遅延の場合、週ごとに 10,000 円の加算																																																																							
落札価格	500 万円未満	500 万円以上																																																																					
申告が開催日当日より8日以内の場合	200,000 円	300,000 円																																																																					
9 日以上 16 日未満の場合	210,000 円	310,000 円																																																																					
16 日以上 23 日未満の場合	220,000 円	320,000 円																																																																					
23 日以上 30 日未満の場合	230,000 円	330,000 円																																																																					
30 日以上 37 日未満の場合	250,000 円	350,000 円																																																																					
37 日以上の場合、週ごとに 10,000 円の加算																																																																							
9 日以上 16 日未満の遅延の場合	10,000 円																																																																						
16 日以上 23 日未満の遅延の場合	20,000 円																																																																						
23 日以上 30 日未満の遅延の場合	30,000 円																																																																						
30 日以上 37 日未満の遅延の場合	50,000 円																																																																						
37 日以上遅延の場合、週ごとに 10,000 円の加算																																																																							
落札価格	500 万円未満	500 万円以上																																																																					
申告が開催日当日より8日以内の場合	200,000 円	300,000 円																																																																					
9 日以上 16 日未満の場合	210,000 円	310,000 円																																																																					
16 日以上 23 日未満の場合	220,000 円	320,000 円																																																																					
23 日以上 30 日未満の場合	230,000 円	330,000 円																																																																					
30 日以上 37 日未満の場合	250,000 円	350,000 円																																																																					
37 日以上の場合、週ごとに 10,000 円の加算																																																																							
第7章 書類 第7条(クレーム細目) 10. 名義変更期限 ○ オークション開催月の翌月末までに完了しなければならない。 ○ 出品票に有効期限の記載があるものは、その期限以内までに完了しなければならない。 ○ 名義変更通知は、オークション開催月の翌々月5日(アライ A 休館日の場合は翌日)までに提出しなければならない。	第7章 書類 第7条(クレーム細目) 10. 名義変更期限 ○ 法令等の定めるところに従い完了しなければならない。 ○ 出品票に有効期限の記載があるものは、その期限以内までに完了しなければならない。 ○ 名義変更通知は、オークション開催月の翌々月5日(アライ A 休館日の場合は翌日)までに提出しなければならない。																																																																						
第7章 書類 第7条(クレーム細目) 11. 名義変更遅延ペナルティ ○ 名義変更期限を越えた場合は 10,000 円とし、以降週ごとに 10,000 円加算とする。	第7章 書類 第7条(クレーム細目) 11. 名義変更通知遅延ペナルティ ○ 名義変更通知期限を越えた場合は 10,000 円とし、以降週ごとに 10,000 円加算とする。																																																																						

変更前(削除・変更箇所は青字表記)	変更後(追加・変更箇所は赤字表記)
第9章 クレーム規程 第10条(クレーム処理細則) トラック・バス専用 クレーム処理細目 クレーム内容: エアバック欠品 クレーム対象の有無及び申立期間: 7年未満/5日	第9章 クレーム規程 第10条(クレーム処理細則) トラック・バス専用 クレーム処理細目 クレーム内容: エアバック欠品 クレーム対象の有無及び申立期間: 5日
第9章 クレーム規程 第10条(クレーム処理細則) トラック・バス専用 クレーム処理細目 クレーム内容: 車台番号改ざん クレーム対象の有無及び申立期間: 90日	第9章 クレーム規程 第10条(クレーム処理細則) トラック・バス専用 クレーム処理細目 クレーム内容: 車台番号改ざん クレーム対象の有無及び申立期間: 無期限

以上